

## 社会福祉法人未来こどもランド 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人未来こどもランドの役員および評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会および評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長ならびに理事（以下、「理事長等」という。）が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬(交通費を含む)を支払うことができる。ただし理事長等が当該法人の職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。  
なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬(交通費を含む)はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬(交通費を含む)を支払うことができる。なお、理事長等が評議員会に出席し、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬(交通費を含む)はこれを支払わないものとする。
- 3 交通費は概算とし報酬額に含まれる。

(理事の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会および評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬(交通費を含む)を支払うことができる。ただし、理事長等が当該法人の常勤職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

- 2 当該法人の非常勤職員として、職員給与を支給する場合は、理事会でその業務内容と金額の妥当性について検討決議した上で、賃金規定に基づき支払うことができるものとする。
- 3 交通費は概算とし報酬額に含まれる。

(監事の勤務報酬等)

第5条 監事が理事会および評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬(交通費を含む)を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬(交通費を含む)はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会および評議員会（出席）以外の日において、法人および施設の指導検査への立会および運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬(交通費を含む)を支払うことができる。
- 3 交通費は概算とし報酬額に含まれる。

(出張旅費)

第6条 役員および評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬総額)

第7条 理事に対して支払う報酬は、各年度総額600,000円を超えない範囲とする。

2 監事に対して支払う報酬は、各年度150,000円を超えない範囲とする。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、令和4年11月28日より適用する

役員報酬 別表1 (日額)

名 称	報 酬	交通費
理事 理事会出席報酬	5,000 円	報酬に含む
評議員 評議会出席報酬	3,000 円	報酬に含む

※報酬は、所得税控除後の金額とする。

別表2 (日額)

名 称	報 酬	交通費
理事長業務報酬	10,000 円	報酬に含む
理事業務報酬	5,000 円	報酬に含む
監事監査報酬	10,000 円	報酬に含む

※報酬は、所得税控除後の金額とする。

別表3

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
実 費	8,000 円	7,000 円	実 費

※報酬は、所得税控除後の金額とする。